







日本の輸出管理制度の概要

2015年11月

経済産業省 貿易管理部 安全保障貿易国際室

目次











- 1.輸出管理の必要性
- 2.日本の輸出管理制度
 - (1)制度の概要
 - (2)リスト規制
 - (3)キャッチオール規制
 - (4)包括許可
 - (5)違反に対する罰則









1.輸出管理の必要性

国際連合安全保障理事会決議1540



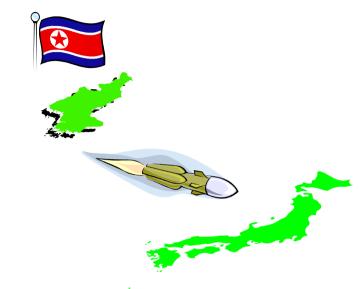
各締約国は:

- 核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えること。
- 自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、核兵器、化学兵器又は生物兵器 及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれら の活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの 活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採 択し執行すること。
- 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する 輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理 並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な防護 措置、国境管理及び法執行の努力を策定する他、国内的輸出及び積換管理を確立し、 発展させ、再検討し維持すること。
- ・同決議は締約国のすべき義務のアウトラインであり、どのように実施する義務のアウトラインではない。実施様態は各締約国に委ねられている。

身近に迫る脅威



- 1. 地下鉄サリン事件(1995)
- 2.米国の炭疽菌事件(2001)
- 3.スペイン列車爆破事件(2004)
- 4. ロンドン地下鉄・バス爆破事件(2005)
- 5. ムンバイ同時テロ (2008)
- 6. モスクワ地下鉄連続テロ(2010)
- 7. 韓国・延坪島(ヨンピョンド)北朝鮮砲撃事件(2010)
- 8. 北朝鮮ミサイル発射 (2006/2009/2012/2014)
- 9. シリア内戦における化学兵器使用(2013)



北朝鮮によるミサイル発射実験



- ✓ テロ活動は全世界で頻発
- ✓ 大量破壊兵器などの<u>使用が現実的</u>に
- ✓ 特に、生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易

変化する懸念国等による調達活動



【従来】 【近年】

リスト規制品

→ .

非リスト規制品

+

リスト規制技術

リスト規制品を自前で製造

軍用品



軍民両用

民生品でも軍用利用が可能



懸念国やテロリストは、 輸出管理が不十分な組織を狙う可能性がある



大量破壊兵器等の開発等に必要な貨物・技術の多くが 軍民両用(デュアル・ユース)であり、<u>偽装も容易</u>。

汎用品の懸念用途への転用懸念



民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれがある

	懸念用途		民生用途	
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造		自動車の製造や切削	
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料		金属めっき工程	
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出		海水の 淡水化	
炭素繊維	ミサイルの 構造材料		航空機の 構造材料	





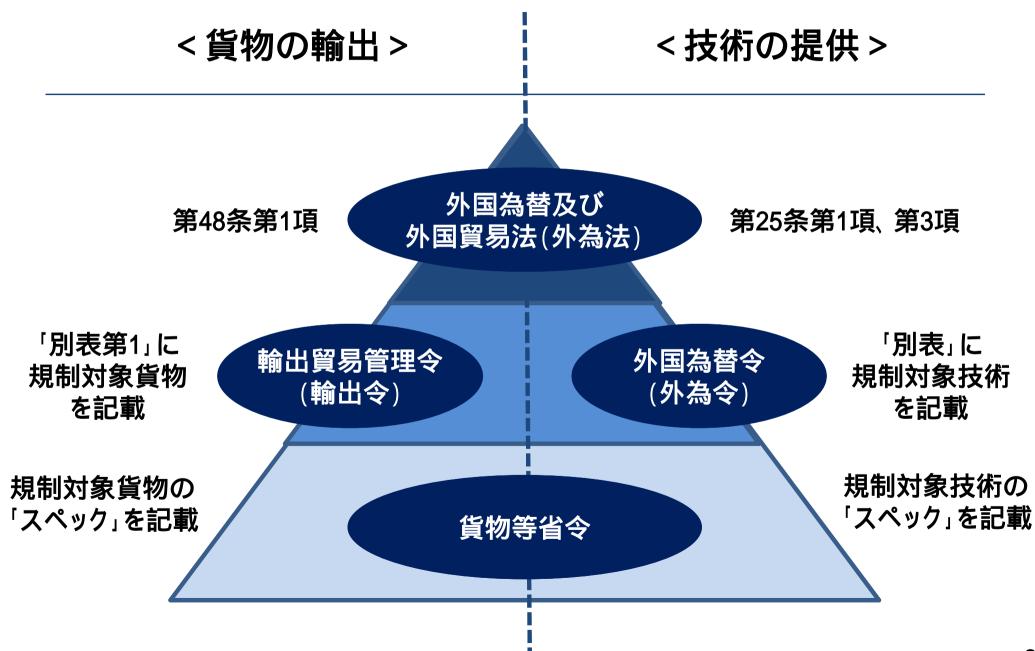




2.日本の輸出管理制度(1)制度の概要

法律、政令、省令の概要





制度の概要



		キャッチオール規制			
	リスト規制	大量破壊兵器等 (平成14年4月~)	通常兵 (平成20年1	器 1月~)	
規制対象	政令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)			
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B) を除〈全ての国(C)	
許可が必要		大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 輸入先等の用途 輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に 用いられるおそれがある場合 1.経産大臣からの通知 2.輸出者の判断 輸入先等の用途	通常兵器の開発等 に用いられるおそれ がある場合 1.経産大臣からの通知	

(A):各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 (=ホワイト国)(計27カ国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): **国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国 (計12カ国)**アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

(C): 上記記載以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

貨物の輸出と技術の提供の相違

貨物の輸出

<u>ハンドキャリーで</u> の持ち出しも輸出













工場の設備

販売

研修員受入れ(非居住者)

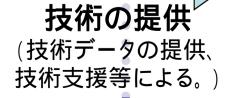


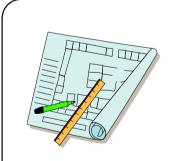
メール送信













設計図データ

技術指導



技術取引は日本国内においても発生する可能性あり!

規制対象技術の内容(種類)



リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等

すべての製造過程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

___ポイント 必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又は これらを超えるために必要な技術



非該当貨物の製造に適用される場合でも規制されることがある。

<提供の形態>

技術データ

文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録された プログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど









(2)リスト規制

リスト規制とは



輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1~15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1~15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- ●国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるお それの高いものを規制
- ●「輸出令·別表第1」「外為令·別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック) に該当する場合は<u>必ず輸出等の許可が必要</u>
- ●全地域向けが対象



- ●輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。
- (注)貨物等省令: リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令 (=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

我が国制度と国際レジーム規制品目の関係 METI MINISTRY of Economy, Trade and Industry



項			国際輸出管理レジーム		規制品目
1	武器	WA(ワッセナー・ア	レンジメント) 他		
			NCC(原乙为供公园合合)	N S G パート1	原子力専用品
2			NSG(原子力供給国会合) 	N S G パート2	原子力用途以外にも使用できる汎用品
3		大量破壊兵器関連	^ C (→ ¬ \ = ¬ f f \	化学兵器の原	料となる物質及び製造装置
3の2			A G (オーストラリアグループ) 	生物兵器の原	料となる微生物、毒素及び製造装置
4			MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケッ	ット及び製造装置
5				カテゴリー 1	先端材料
6] · 汎用品			カテゴリー 2	材料加工
7	<i>᠉</i> ኄ៸϶ͻ៰៰ 			カテゴリー3	エレクトロニクス
8				カテゴリー 4	コンピュータ
9				カテゴリー 5	通信機器
10		通常兵器関連	W A (ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー6	センサー / レーザー
11				カテゴリー 7	航法装置
12				カテゴリー8	海洋関連装置
13				カテゴリー 9	推進装置
14	その他			軍需品リスト	(1項に該当するものを除く)
15	汎用品			機微な品目	
10		通常兵器関連		通常兵器キャ	ッチオール規制
16		大量破壊兵器関連		大量破壊兵器	キャッチオール規制 15

リスト規制の注意点(1)



1. 複数の項目によって規制される場合がある!

例1 炭素繊維

遠心分離機の材料、ミサイル材料、通常兵器の材料として規制! (2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)



例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

2項のスペックに照らし非該当で あっても 6項で該当となる可能性!

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウェル

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の 両方の項番で規制。

リスト規制の注意点(2)



2. 最新の規制リストを参照する!(原則毎年、部分的に改正)



- ➡ 最新のリスト改正は2014年9月15日施行
- 3. 部分品、附属品にも注意!
 - 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の 部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。
- 4.「GPS」など、一般的に使用されている名称が リスト記載されていない場合がある!
 - 4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」
 - ~ 貨物等省令第3条19号~ 「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの イ~口(略)
 - ハ <u>衛星航法システムからの電波を受信する装置</u>であって、 次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品 (一)~(二)(略)









(3)キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制



リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)

- 特に注意; <u>懸念の強い貨物例_(参考1) 40</u>品目

対象地域

輸出管理を厳格に実施している27カ国(ホワイト国)を除く地域

許可が必要となる要件

- (1)<u>経済産業省による判断</u> **インフォーム要件**
 - ✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合
- (2)輸出者による判断 客観要件

用途要件(使用目的)

- ✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か需要者要件(顧客)
- ✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否か
- ✓ **外国ユーザーリスト**(参考2)掲載の企業・組織か否か

(参考1) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例



	题 人 上上 2 円
品目	懸念される用途
┃ 1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	
7. 数值制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数变换器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核共命
12. 振動試験装置	
13. 遠心力釣り合い試験器	│ ・核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	秋光台、ミリイル
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	

品目	懸念される用途	
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル	
22. 放射線測定器	核兵器	
23. 微粉末を製造できる粉砕器		
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル	
25. プリプレグ製造装置		
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル	
27. ジャイロスコープ		
28. ロータリーエンコーダ		
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを	ミサイル	
含む)		
30. クレーン車		
31. 密閉式の発酵槽		
32. 遠心分離器	生物兵器	
33. 凍結乾燥機		
34. 耐食性の反応器		
35. 耐食性のかくはん機		
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔		
38. 耐食性の充てん用の機械		
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学	
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	77 H	

34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

1.輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用 されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。 2.<u>外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合</u>は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。 20

(参考2) 外国ユーザーリスト 2015年4月15日改正



- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の 開発等への関与が懸念される企業・ 組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合に は、大量破壊兵器等の開発等に用 いられないことが明らかな場合を除 き、経済産業大臣の許可が必要!

注)外国ユーザーリストは毎年改正されるので、 最新版の入手が必要!

国別の掲載 企業·組織数 名

掲載数

アフガニスタン	3
アラブ首長国連邦	6
イスラエル	2
イラン	2 9 5
インド	4
北朝鮮	1 2 1
シリア	1 5
台湾	3
中国	4 3
パキスタン	3 3
香港	2
合 計	5 2 7

アフガニスタン	3
アラブ首長国連邦	6
イスラエル	2
イラン	2 9 5
インド	4
北朝鮮	1 2 1
シリア	1 5
台湾	3
中国	4 3
パキスタン	3 3
香港	2
合 計	5 2 7

Νο.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	The Base Al Qaeda Islamic Salvation Foundation The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders Usama Bin Laden Network Usama Bin Laden Organisation	化学
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Safa Nicu	·Safa Nicu Sepahan ·Safanco Company ·Safa Nicu Afghanistan Company ·Safa Al-Noor Company ·Safa Nicu Ltd Company	核 N

525	パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Victor Star (Pvt) Ltd.		化学、核 C,N
526		Hong Kong Intertrade Company Ltd (HKICO)		生物、化 学、核 B,C,N
527	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International	·Leader (Hong Kong) International Trading Limited ·Leader International Trading Limited	生物、化 学、ミサ イル、核 B,C,M,N

通常兵器キャッチオール規制



リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)

対象地域

国連武器禁輸国 · 地域注1

リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)

一般国注2

許可が必要となる要件

(1)経済産業省による判断

インフォーム要件

輸出許可申請をするよう経済産業大臣 より通知を受けた場合

(2)輸出者による判断

客観要件

(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器注3の開発等に 用いられるか否か

インフォーム要件

注1)国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

- 注2)ホワイト国、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア等)
- 注3)通常兵器:核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物









(4)包括許可

包括許可



個別許可

> 取引毎の輸出許可

包括許可

- > 3年の期間、複数の取引に有効
- ▶ 輸出者の自主的な輸出管理が前提

- 一般包括許可
- ホワイト国(27カ国)向けを限定とした、貨物·技術の機微度が比較的低い品目

特別一般包括許可

- 一定の仕向地(非ホワイト国を含む)・貨物・技術の機微度が比較的低い品目の組み合わせに適用される
- 輸出管理内部規定(ICP)の実施及び事前検査が要件

特定包括許可

- 継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出
- ICPの実施及び事前検査が要件

特定子会社包括許可

- 企業の海外子会社向けに対する一定の品目の輸出
- ICPの実施及び事前検査が要件

^{*} ホワイト国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国









(5)違反に対する罰則

違反に対する罰則



規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大

10年以下の懲役

1000万円以下の罰金

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円 を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

行政制裁

・3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの 違反企業に対する警告 法律以外の影響も甚大!

・組織イメージの悪化

·社会的制裁

・株主代表訴訟 など





注)違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。